

マイナンバー制施行迫る！！

27年10月から個人番号・法人番号を通知。28年1月から順次、社会保障・税・災害対策分野で利用開始。マイナンバー制の施行が迫ってきた。立法趣旨は理解できるとしても、漠たる不安がよぎる。特に、マイナンバーの管理が気になる。従業員の保険事務・税金事務である。ミスをして処分されるのはかなわない。個人情報への漏洩、不正利用も気になる。新年早々から徹底的に研究しようと思っている。



(竹内)

年末調整のご案内



1. 必要書類

① 扶養控除等(異動)申告書

控除対象配偶者や扶養親族は、本人と生計を一にしており、所得が38万円以下の人をいいます。所得が38万円以下とは、給与所得だけなら収入が103万円以下(ただし、事業専従者給与をもらっている人は、扶養親族から除かれます)、公的年金だけなら158万円以下(ただし65才未満の人は108万円以下)をいいます。配当所得や譲渡所得等がある方はご注意ください。

また、本年中に、本人や家族の **結婚、離婚、就職** 等があった場合には、特に注意してください。扶養にできない方を間違えて扶養とした場合には、後日、税務署から是正するよう連絡があります。

16才未満の扶養親族は、所得税の計算上、扶養控除はありませんが、住民税の均等割額を計算する上で必要となるため、下段に別途記載してください。

② 保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

生命保険は、“一般用(旧・新)”と“個人年金用(旧・新)”と“介護医療保険用”に分かれています。別々に控除額が計算されますので、注意してください。

配偶者控除と配偶者特別控除のダブル適用はできません。配偶者特別控除を受けられるのは、所得が38万円超76万円未満(給与のみなら収入が103万円超141万円未満)の配偶者だけです。

＜添付書類＞ ※すべて **本人が支払った** もののみ該当

- (ア) 生命保険・介護医療保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書
- (イ) 国民年金の控除証明書
- (ウ) 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)
- (エ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ア)(イ)(ウ)は本人が
支払った家族分も
控除できます。

※扶養の有無を問いません

※特に注意の必要な方(上記以外に必要な書類等)

(ア) 今年入社の人 → 前職の源泉徴収票

(イ) 住宅借入金等特別控除がある人(2年目以降) →

年末借入金残高証明書(銀行・公庫)、住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

2. 今年からの変更点

平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第338号)が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、平成26年10月20日に施行され、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当(同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。)について適用されます。

ご質問等ございましたら、当社におたずね下さい。

(後藤)



平成27年1月診療分より高額療養費制度が変わります

平成27年1月診療分から、70歳未満の自己負担限度額の所得区分が3区分から5区分に細分化されます。これに伴い平成27年1月1日から使用できる限度額適用認定証等の区分表記が変更になります。

平成27年1月1日以降、平成26年12月までの区分表記の限度額適用認定証等は使用できませんのでご注意ください。

【70歳未満の自己負担限度額】

<平成26年12月診療分まで>

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当
区分A (標準報酬月額 53 万円以上の方)	150,000 円 + (総医療費 - 500,000) × 1%	83,400 円
区分B (区分Aおよび区分C以外の方)	80,100 円 + (総医療費 - 267,000) × 1%	44,400 円
区分C (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400 円	24,600 円

注)「区分A」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分A」の該当となります。



<平成27年1月診療分から>

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当
区分ア (標準報酬月額 83 万円以上の方)	252,600 円 + (総医療費 - 842,000) × 1%	140,100 円
区分イ (標準報酬月額 53 万円～79 万円の方)	167,400 円 + (総医療費 - 558,000) × 1%	93,000 円
区分ウ (標準報酬月額 28 万円～50 万円の方)	80,100 円 + (総医療費 - 267,000) × 1%	44,400 円
区分エ (標準報酬月額 26 万円以下の方)	57,600 円	44,400 円
区分オ (被保険者が市区町村民税の非課税者等)	35,400 円	24,600 円

注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

※70歳以上75歳未満の方は平成27年1月1日から自己負担限度額の変更はありません。



(松村)

12月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届く概算保険料 160 万円未満:請負金額 19,000 万円未満の工事>(労働基準監督署)

31日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書
提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届

旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

建設係

住民税の特別徴収の案内

平成27年度の入札参加資格の認定要件として「住民税の特別徴収」を実施していることが必要となることは以前にもお伝え致しましたが、年末調整の時期となりましたので、再度案内させていただきます。

年末調整後、来年1月末日までに各市町村役場に「給与支払報告書」を事業主が提出します。その際に、「特別徴収」の選択をすることが入札に参加する要件となります。現在「普通徴収」の事業者の方は十分にご注意ください。詳しい手続きにつきましては当事務所までご相談ください。

(天羽)

医療係

期末医業未収金

医業収益は発生主義が原則であるため、期中に現金主義で収益計上を行っている場合には、特に期末の未収金計上に注意が必要です。特に気をつけたい項目は以下のとおりです。

① 入院費自己負担分

病院・有床診療所では、患者への入院費自己負担分の請求を、例えば月末翌月10日に行うケースなどもあるでしょう。診療報酬支払基金への請求のように毎月未収計上するのではなく、患者の負担分は患者からの入金時に収益計上する場合には、期末に発生主義に基づいて月末メ請求額を未収計上する必要があります。

② その他の医業未収金

市町村から助成がある乳幼児医療費、予防接種や事務手数料等、自費の未収部分を収益計上することになります。休日・夜間診療のように都道府県郡市医師会との契約が事業年度をまたがっていても、平日・休日・年末年始で支払単価が決まっている場合には受け入れた患者数を基に、また生命保険会社から委託を受け審査医を行っている場合には、その審査件数を基に、期末までの医業収益を未収計上しなければなりません。

③ 入金サイクルが不定であるもの

医業未収金の計上漏れが税務調査で指摘されるのは、入金サイクルが不定であるものがほとんどであり、それを入金時に収益計上している場合です。（損害保険会社からの自賠責保険収入など）

④ クレジットカードによる収入

自費診療、高額医療費をクレジットカードで決済するケースでは、期末までに発生した収入を計上することになります。

（後藤）

リスマネ委員会

『労働災害』に対するリスクヘッジはできていますか！？

- ⚠ 製造業、建設業だけでなく、商業（小売・卸売等）など、**あらゆる業種** で事故は発生しています。
- ⚠ **1日あたり1,663人** もの就労者が労災事故にあわれています。※注1
- ⚠ 労災事故は‘ケガ’だけではなく、‘**過労**’による病気等への備えは万全ですか？
- ⚠ **高額化** する賠償責任額を政府労災だけで十分だとお考えではないでしょうか？
- ⚠ 労災事故は交通事故よりも発生率が高い、**身近な事故** なのです。
- ⚠ **パワハラ・セクハラ行為** に対する管理責任や不当解雇等を原因とする **労務管理リスク** も最近では増えてきています。

労災リスクに対する『企業防衛』は経営者の重要な責任です。

高度化する企業責任・新しいタイプの労災認定に対応した災害補償を備えることで企業経営の‘安心’につながります。

今一度、皆様の会社の『リスクヘッジ』について見直しされてはいかがでしょうか。

※注1 出典：厚労省 H24 年度労災保険事業の保険給付等支払状況

（さくらビジネス）

12月の税務

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき2 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄
税務署長3 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付
納期限…12月中に市町村の条例で定める日4 11月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（26年6月～11月分）の納付
納期限…12月10日5 10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
申告期限…平成27年1月5日6 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…平成27年1月5日 | <ul style="list-style-type: none">7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…平成27年1月5日8 4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
申告期限…平成27年1月5日9 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…平成27年1月5日10 消費税の年税額が4800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）＜消費税・地方消費税＞
申告期限…平成27年1月5日 |
|--|--|



資産税係

生命保険は加入の組み合わせに注意

年末も近づき、皆様のお手元に生命保険料控除証明書が届いていると思います。この機会に、加入されている生命保険について、被保険者が亡くなった時にどのような税金がかかるのかを考えてみましょう。

生命保険は、加入の組み合わせにより、下記のように、かかってくる税金が異なります。加入の組み合わせとは、誰が保険料を支払って(契約者)、誰が保険の目的(被保険者加入時に医師の診査や告知する人)か、そして誰が受け取るか(保険金受取人)です。

保険料負担者	被保険者	保険金受取人	税金種類
夫	夫	妻(子)	相続税
妻		妻	所得税
		子	贈与税



生命保険金を受け取ることによって支払う税金が、大きく異なることがお分かりになると思います。安易に設定をしていると思わぬ負担を強いられることがあるので、是非この機会に見直して下さい。また、これから加入する場合も十分に注意が必要です。(坂田)

会計制度

キャッシュ・フロー計算書について⑤ ～資金繰りの改善～

今回は、資金繰りの改善について解説していきます。

資金繰り表を利用して自社の資金の状況を把握してみると、意外に資金が足りなくなると想定されるケースが多いことがあります。このような場合には、緊急的な対策として、銀行などから資金を借り入れることなどがあげられます。しかし、銀行からの借り入れには利息が生じるため、将来の資金繰りをさらに悪化させてしまうことにもなりかねません。したがって、日ごろからの資金繰りの管理を徹底して改善していくことで、できるだけ緊急対策をとらなくてもよいようにすることが重要といえます。

それでは、資金繰りの改善はどのようにすればよいのでしょうか。もちろん、売上高や利益を増加させることが改善には一番良いのですが、一番難しいかもしれません。利益獲得が難しい状況での改善の基本的な考え方としては、入金を多く・早くすること、出金を少なく・遅くすることです。

具体的には、以下のような方法が考えられます。

① 入金を多く・早くする

- 売掛金の回収状況のチェックを徹底し、滞留先には早めに督促する
- 売掛金や受取手形の売却
ただし、手数料が生じるため、多額の売却を行うと将来の資金繰りに悪影響を及ぼす可能性があります
- 売上の締日、入金日を早めるように得意先と交渉する

② 出金を少なく・遅くする

- 法人用のクレジットカードによる決済を利用する
- 固定資産の購入を分割払いにするか、リースに切り替える
- 仕入の締日、払込日を遅くできないか取引先と交渉する

中には取引先との交渉が必要なものもありますが、資金繰りに困るようであれば検討してみるとよいでしょう。

(孝志洋)

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしくお願いいたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181